

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3116号から第3118号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 ^{まつむら} 松村 ^{まさお} 雅生）は、本日、次の3件の答申を行いました。

答申第3116号では、横浜市教育委員会が行った一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

答申第3117号及び第3118号では、横浜市長が行った非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

1 答申の件名

(1) 「平成30年6月期 業務実績割合 令和元年6月期 業務実績割合 令和2年6月期 業務実績割合 令和2年12月期 業務実績割合 令和3年6月期 業務実績割合」の一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3116号】

(2) 「「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「5 採用後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書」」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3117号】

(3) 「「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「6 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」」の非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3118号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3116	令和3年11月26日	令和3年12月17日	令和4年3月18日	令和4年5月16日	個人	教育委員会
3117	令和4年3月25日	令和4年4月8日	令和4年4月28日	令和4年5月27日	個人	市長
3118	令和4年3月25日	令和4年4月8日	令和4年4月28日	令和4年5月27日	個人	市長

3 対象行政文書、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3116	<p>「平成30年6月期 業務実績割合 令和元年6月期 業務実績割合 令和2年6月期 業務実績割合 令和2年12月期 業務実績割合 令和3年6月期 業務実績割合」 (以下「本件保審査請求文書」という。)</p>	<p>一部開示</p> <p>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧情報公開条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号エに該当</p> <p>・各評価における評価割合及び人数</p> <p>（個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより率直な評価や意見の申出等を阻害するおそれがあることから、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため）</p>	開示範囲を 拡大すべき
3117	<p>「「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「5 採用後、市が交付する採用通知書、解職、報酬、費用弁償、公務災害補償、職員証、その他身分の取扱いに関する文書」」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>非開示</p> <p>不存在 (作成しておらず、保有していないため)</p>	原処分妥当
3118	<p>「「令和2年度、令和3年度不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会に所属する委員3名の採用にかかる文書の全て。」のうち、「6 委嘱者が提出する住民票、住居届、通勤届、旧姓利用者の場合の横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成18年4月1日）の届出書、認定基準にかかる本人の事情等の提出書類を含む。」」（以下「本件審査請求文書」という。）</p>	<p>非開示</p> <p>不存在 (作成しておらず、保有していないため)</p>	原処分妥当

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3116	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《勤勉手当に係る教職員に対する業務実績の評価（以下「評価」という。）に係る事務について》</p> <p>実施機関では、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）第3条第1項の規定により、勤勉手当の支給に当たり、評価に応じてその額を決定している。</p> <p>評価は、その対象となる教職員の日常の業務遂行を通じて評価者が把握した業績に応じ、顕著な業績を上げた場合はA、十分な業績を上げた場合はB、十分な業績を上げなかった場合はCとなり、勤勉手当の額は、Aの場合は10パーセント増額され、Bの場合は増額も減額もなく、Cの場合は5パーセント減額される。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、平成30年6月期、令和元年6月期、令和2年6月期、同年12月期及び令和3年6月期の「業務実績割合」と題する文書である。各期の業務実績割合は、「東部」等の方面、「小学校」等の校種及び「主幹教諭」等の職種に細分化、整理されており、教職員の人数（令和元年6月期以降は、評価の対象となる教職員の人数）、AからCまでのそれぞれの評価を受けた者の人数及び割合（以下「各評価者数等」という。）並びに評価の対象外となる「実施除外」者の人数（以下「除外者数」という。）が職種ごとに記載されているほか、職種が「教諭等」に分類される者の人数及び割合が小計として、校種全体の人数及び割合が合計として、方面全体の人数及び割合が総計として記載されている。</p> <p>実施機関は、これらのうち、職種、小計、合計及び総計に記載された各評価者数等及び除外者数について、旧条例第7条第2項第2号及び第6号エに該当するとして非開示としているため、当審査会は、本件審査請求文書を見分した上で、以下検討する。</p> <p>《旧条例第7条第2項第2号の該当性について》</p> <p>ア 職種の部分に記載された各評価者数等及び除外者数について</p> <p>(ア) 当該職種の教職員が一人の場合、その各評価者数等及び除外者数は、市民情報センター等で一般の閲覧に供されている横浜市職員録の当該職種に係る教職員の氏名と照合することで、特定の個人を識別することができる情報である。</p> <p>また、当該職種の教職員が複数であっても、これに対する評価が全員同じである場合や全員が実施除外者である場合、その各評価者数等及び除外者数は、同様に、その記載に係る個人全員を識別することができる情報である。</p> <p>したがって、これらの場合、各評価者数等及び除外者数は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、これらは、評価に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とはいえないので本号ただし書ウに該当しないし、ア及びイにも該当しない。</p> <p>(イ) これに対して、当該職種の教職員が複数で、これに対する評価が全員同じではない場合又は全員が実施除外者ではない場合、各評価者数等及び除外者数は、横浜市職員録と照合してもどの記載がどの教職員に係るものかを知ることはできないので、本号本文に該当しない。</p> <p>イ 小計、合計及び総計の部分に記載された各評価者数等及び除外者数について</p> <p>これらは、複数の職種に係る人数を合算したものやその割合であるから、それだけで</p>

答申 番号	判断の要旨
----------	-------

は特定の個人を識別することはできない。
 もっとも、合算した人数及び割合に上記ア(ア)に係る各評価者数等及び除外者数が含まれており、それ以外的人数及び割合と、小計、合計及び総計の人数及び割合との差から、上記ア(ア)に係る各評価者数等及び除外者数が明らかになる場合は、これと横浜市職員録とを照合すれば、その記載に係る個人全員を識別することができる。
 したがって、そのような場合、小計、合計及び総計の各評価者数等及び除外者数は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、これらは、評価に係る情報であり、職務遂行の内容に係る情報とはいえないので本号ただし書ウに該当しないし、ア及びイにも該当しない。

《旧条例第7条第2項第6号エの該当性について》

実施機関は、各評価者数等及び除外者数を開示すれば、評価者である校長が他の地域や校種との割合の差などを意識して正確かつ率直な評価を差し控えるようになり、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると説明する。

この点、例えば、個々の教職員に対する具体的な評価が公にされるとなれば、校長を委縮させる効果があるかもしれないが、本件審査請求文書は、職種ごとに評価を集計したものに過ぎず、そのような効果があるとは認めがたい。

各評価者数等が開示されることにより評価結果が推測されることはあっても、特定されるとは考えられないので、開示により、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとまでは認められないので、本号エに該当しない。

審査請求人は、校長及び副校長の評価の分布に係る文書も存在するはずと主張するので、実施機関に不存在の理由を確認したところ、一般の教職員に比べ人数が多くないことから、その評価の分布は名簿を用いて確認できるため、行政文書は作成していないとの説明があった。

職種ごとの人数及び割合が記載されている学校事務職員等と、人数にそれほど差があるとも思えないが、作成しないことがなんらかの規範に違反するものではなく、他に作成していなければ不自然というほどの事情も存在しない。

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

別表 非開示部分のうち開示すべき部分

本件審査 請求文書	開示すべき部分			
平成30年 6月期 業務実績 割合	東部	非開示部分の全て		
	西部			
	南部	小学校	非開示部分の全て	
		中学校		
		義務教育	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「小計」、「事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	
		総計	実施除外の部分	
	北部	小学校	非開示部分の全て	
		中学校		
		義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「小計」、「事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	

答申 番号	判断の要旨			
		事務局	総計	実施除外の部分
			高等学校	非開示部分の全て
			特別支援学校	「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「栄養教諭」、「実習助手」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		総計	実施除外の部分	
		全体	小学校	非開示部分の全て
			中学校	
		平成30年 6月期 業務実績 割合	全体	義務教育学校
	高等学校			非開示部分の全て
	特別支援学校			「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「栄養教諭」、「実習助手」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
	総計			実施除外の部分
	令和元年 6月期 業務実績 割合	東部	小学校	非開示部分の全て
			中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
			総計	実施除外の部分
		西部	小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「小計」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
			中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
総計			実施除外の部分	
南部		小学校	非開示部分の全て	
		中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分	

答申 番号	判断の要旨			
				部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「養護教諭」、「栄養教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			総計	実施除外の部分
		北部	小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て
		中学校	非開示部分の全て	
		令和元年 6月期 業務実績 割合	北部	義務教育学校
	事務局	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」の実施除外の部分、「実習指導員」、「美容指導官」及び「理容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
	特別支援学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て		
	全体	小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て	
	中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分		
	義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「養護教諭」の実施除外の部分、「栄養教諭」の非開示部分の全て並びに「小計」、「事務職員」及び「合計」の実施除外の部分		
	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」の実施除外の部分、「実習指導員」、「美容指導官」及び「理容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」及び「小計」の実施除外の部分、「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分		
	特別支援学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「事務職員」及び「栄養職員」の非開示部分の全て		
	令和2年 6月期 業務実績 割合	東部	小学校	非開示部分の全て
中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分			

答申 番号	判断の要旨			
令和2年 6月期 業務実績 割合		総計	実施除外の部分	
		西部	小学校	非開示部分の全て
			中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			総計	実施除外の部分
		南部	小学校	非開示部分の全て
		南部	中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			義務教育学校	非開示部分の全て
			総計	実施除外の部分
		北部	小学校	非開示部分の全て
			中学校	
			義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分
			総計	実施除外の部分
		事務局	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「実習指導員」及び「美容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」の実施除外の部分、「理容指導官」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			特別支援学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「実習指導員」の実施除外の部分、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「その他」及び「合計」の実施除外の部分
			総計	実施除外の部分
	全体	小学校	非開示部分の全て	
		中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
		義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分	
		高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「実習指導員」、「美容指導官」及び「理容指導官」の非開示部分の全て並び	

答申 番号	判断の要旨			
令和2年 12月期 業務実績 割合				に「理容指導員」及び「合計」の実施除外の部分
			特別支援学 校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」の 非開示部分の全て、「実習指導員」の実施除外の部分、「学 校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並び に「合計」の実施除外の部分
			事務局	実施除外の部分
			総計	
	東部		小学校	非開示部分の全て
			中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全 て、「教諭（任）」及び「講師教諭」の実施除外の部分、「学 校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外 の部分
			総計	実施除外の部分
	西部		小学校	「主幹教諭」及び「主幹養教」の非開示部分の全て、「主幹 栄教」の実施除外の部分、「教諭」及び「栄養教諭」の非開 示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事 務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合 計」の実施除外の部分
			中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全 て、「教諭（任）」及び「講師教諭」の実施除外の部分、「学 校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外 の部分
			総計	実施除外の部分
	南部		小学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「栄養教諭」の 非開示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学 校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並び に「合計」の実施除外の部分
			中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全 て、「教諭（任）」及び「講師教諭」の実施除外の部分、「学 校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外 の部分
			義務教育学 校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「栄養 教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分
			総計	実施除外の部分
			北部	
	中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全 て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の		

答申 番号	判断の要旨				
			非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分		
		義務教育学校	「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」の非開示部分の全て並びに「栄養教諭」、「教諭（任）」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分		
		総計	実施除外の部分		
	令和2年 12月期 業務実績 割合	事務局	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」、「教諭（任）」及び「講師教諭」の非開示部分の全て、「実習助手」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
			特別支援学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「実習助手」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「学校栄養職員」及び「合計」の実施除外の部分	
			総計	実施除外の部分	
		全体	小学校	「主幹教諭」及び「主幹養教」の非開示部分の全て、「主幹栄教」の実施除外の部分、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
			中学校	「主幹教諭」、「主幹養教」及び「教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
			義務教育学校	「主幹教諭」の非開示部分の全て、「主幹養教」の実施除外の部分、「教諭」の非開示部分の全て、「栄養教諭」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
			高等学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「講師教諭」の実施除外の部分、「実習助手」、「教諭（任）」及び「事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分	
			特別支援学校	「主幹教諭」、「主幹養教」、「教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「実習助手」及び「教諭（任）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「学校栄養職員」及び「合計」の実施除外の部分	
			総計	実施除外の部分	
			令和3年 6月期 業務実績 割合	東部	小学校
		中学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分		

答申 番号	判断の要旨			
令和3年 6月期 業務実績 割合	西部	総計	実施除外の部分	
		小学校		「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「事務職員」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
	西部	中学校		「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		総計		実施除外の部分
	南部	小学校		非開示部分の全て
		中学校		「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		義務教育学校		「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分
		総計		実施除外の部分
	北部	小学校		非開示部分の全て
		中学校		
		義務教育学校		「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て、「養護教諭」の実施除外の部分、「栄養教諭」の非開示部分の全て、「学校事務職員」の実施除外の部分並びに「合計」の非開示部分の全て
		総計		非開示部分の全て
	事務局	高等学校		「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「事務職員」及び「実習指導員」の非開示部分の全て、「美容指導員」の実施除外の部分、「美容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」の実施除外の部分、「理容指導官」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		特別支援学校		「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「実習指導員」及び「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「学校栄養職員」、「その他」及び「合計」の実施除外の部分
		総計		実施除外の部分
	全体	小学校		「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」及び「栄養教諭」の非開示部分の全て、「事務職員」の実施除外の部分、「学校事務職員」及び「学校栄養職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
		中学校		「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全

答申番号	判断の要旨			
				て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「学校事務職員」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			義務教育学校	「主幹教諭」及び「教諭」の非開示部分の全て並びに「養護教諭」、「栄養教諭」、「学校事務職員」及び「合計」の実施除外の部分
	令和3年6月期業務実績割合	全体	高等学校	「主幹教諭」、「教諭」及び「養護教諭」の非開示部分の全て、「講師（教諭）」の実施除外の部分、「事務職員」及び「実習指導員」の非開示部分の全て、「美容指導員」の実施除外の部分、「美容指導官」の非開示部分の全て、「理容指導員」の実施除外の部分、「理容指導官」の非開示部分の全て並びに「合計」の実施除外の部分
			特別支援学校	「主幹教諭」、「教諭」、「養護教諭」、「栄養教諭」、「実習指導員」及び「学校事務職員」の非開示部分の全て、「学校栄養職員」、「合計」及び「その他」の実施除外の部分
			事務局	実施除外の部分
総計				

3117 **《答申に当たっての適用条例について》**

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

《不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）について》

委員会は、横浜市の内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、特定要望に係る助言等を行う実施機関の附属機関であり、委員3名で構成される。委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から実施機関が委嘱し（横浜市不正防止内部通報制度及び特定要望記録・公表制度に関する要綱（平成22年3月16日行コ第304号。以下「要綱」という。）第3条第1項）、その身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員である。

《本件審査請求文書について》

本件審査請求文書は、開示請求書の記載から、令和2年度の改選による委員に対して実施機関が交付した採用通知書その他の身分の取扱いに関する文書と解される。

《本件審査請求文書の不存在について》

ア 本件審査請求文書の不存在について実施機関に確認したところ、委員には委嘱状を交付しているため採用通知書は交付していない旨、委員は特別職の地方公務員であることから職員証を交付する必要がない旨、その他の本件審査請求文書についても交付する必要がないことから作成も保有もしていない旨の説明があった。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

審査請求人は、本件審査請求文書が存在しなければ、労働関係法令に抵触する旨を主張するが、労働基準法（昭和22年法律第49号）上の労働者とは、業務遂行上使用者の指揮監督を受け、勤務時間についても拘束を受ける者を指すと解されており、学識に基づき審査や協議を行い、要綱上も内部通報の受理・不受理の決定権限等が付与されている（第7条第1項）委員はこれに該当しないし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）は地方公務員には適用されない（同

答申 番号	判断の要旨
	<p>法第29条) ので、この主張は認めることができない。</p> <p>したがって、本件審査請求文書はいずれも作成しておらず、保有していないとの実施機関の説明は首肯できるし、そのほかに本件審査請求文書が存在することを推認させるような事情も認められない。</p> <p>審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。</p>
3118	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《不正防止内部通報及び特定要望記録・公表制度委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）について》</p> <p>委員会は、横浜市の内部通報に係る申出の受付、調査及び勧告、特定要望に係る助言等を行う実施機関の附属機関であり、委員3名で構成される。委員は、弁護士資格を有する者その他必要と認められる者の中から実施機関が委嘱し（横浜市不正防止内部通報制度及び特定要望記録・公表制度に関する要綱（平成22年3月16日行コ第304号）第3条第1項）、その身分は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する特別職の地方公務員である。</p> <p>《本件審査請求文書について》</p> <p>本件審査請求文書は、実施機関からの委嘱に際して委員が提出する住民票、住居届及び通勤届（以下「住民票等」という。）及び旧姓等使用届並びにこれらの認定に係る事情等に関する書類である。</p> <p>《本件審査請求文書の不存在について》</p> <p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 委員には、例えば横浜市在住といった要件はないから、委嘱に当たり住所を確認する必要はないし、住居手当や交通費の支給対象者でもないから、支給のために住民票等の提出を求めることはない。</p> <p>(イ) 通勤災害は、合理的な経路及び方法による移動中のものであった場合に認定されるものであり、住民票等の提出は必須ではない。また、特別職である委員には、一般職の職員と異なり通勤届を提出する義務はない。</p> <p>(ウ) 横浜市職員の氏の使用に関する取扱要綱（平成17年7月19日総人第10007号。以下「要綱」という。）は、戸籍上の氏以外の氏を日頃職場で使用する場合の手続について定めたもので（要綱第1条）、一般職の職員を対象にしたものであるから、特別職である委員には適用がない。</p> <p>(エ) 通勤届や旧姓等使用届を提出させていないので、これらの認定に係る事情等に関する書類も提出させておらず、保有していない。</p> <p>イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。</p> <p>委員に対し住民票等の提出を求めないことは、住所が資格要件ではないこと、交通費等の支給対象者ではないこと、通勤災害の認定においても必須ではないことを踏まえると、不合理とはいえない。審査請求人は、実施機関の取扱いを労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）と関連付けた主張をするが、そもそも同法はいわゆる非現業の官公署の事業には適用されないため、この主張は認めることはできない。</p> <p>また、要綱が一般職の職員を対象としたものである以上、特別職である委員に旧姓等使用届の提出を求めないことは、当然のことといえる。</p> <p>したがって、本件審査請求文書を取得しておらず、保有していないとの実施機関の説明は首肯できるし、そのほかに本件審査請求文書が存在することを推認させるような事情も認められない。</p>

答申 番号	判断の要旨
	審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条（第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第5号まで省略）

(6) 市の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ（行政文書の存否に関する情報）

（開示請求に対する決定等）

第10条（第1項省略）

- 2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

附 則

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881